



Newsletter

21世紀COE<企業法制と法創造>総合研究所
知的財産法制研究センター

❖RCLIP 第3回研究会(2004/09/17 開催) 「職務発明の相当の対価」

早稲田大学教授 渋谷達紀

本報告において、渋谷教授は、職務発明における対価請求権に関する法規定および相当の対価の算定方式に関する判例の立場を説明したうえ、判例理論の問題点を指摘し、かつ教授自身の解釈を提案した。



特許法においては、職務発明における相当の対価の額を算定する際に考慮すべき事実について規定(35条4項、5項)が設けられているが、算定方式に関する規定は見当たらない。裁判所は多くの判例を通じて、「超過収入説」と呼ぶべき算定方式を確立してきた。すなわち、使用者が従業者から特許を受ける権利または特許権を承継して、発明を事実上または法律上、独占的に実施しうる地位に就く場合の相当の対価の額は、その超過収入を上限として定まるという考えである。この際の超過収入の額は、「実施料収入説」と呼ぶべき考え方に基づき、3つの場合に分けて算定する。具体的には、使用者が発明の実施を他社に許諾しているときは「実際の実施料収入額」、

使用者が発明を独占的に自家実施しているときは、その実施がもたらす超過収入の額、この認定が困難の場合は、「想定実施料収入額」、自家実施のほかに実施許諾も行っているときは、自家実施に由来する売上高と実施料収入額とを合算

した「合算収入額」をそれぞれ「実施料収入」とする。

このように、上述判例が採用している相当の対価の額の算定方式はかなり複雑なものである。教授は、裁判所の算定方式と使用者の策定する対価の算定基準との間に存在する相違、裁判所の裁量の働く範囲が広いことに由来する予測可能性の乏しさ、この場合の算定方式が未定着であることおよび3つの場合に分けた算定に起因する不安定状況発生のおそれなどの問題点を指摘したうえ、判例が採用している算定方式に存在する企業実務と判例理論との構造的な乖離を示した。これに対して、教授は、判例によって確立されている算定方式は唯一のものではなく、それ以外にも、対価差額説という考え方について明示した。換言すれば、使用者が従業者に対して支払わなければならない、権利取得対価と本来支払わなければならないはずの実施料との差額分を相当の対価の額の上限とする考え方である。これによれば、相当の対価の額は、権利の想定取得対価から特許発明の想定通常実施料を控除した額を上限として定まる。判例の算定方式に比べ、対価差額説の算定方式は比較的単純なものであり、かつ、裁判所の裁量が働く範囲もさほど広くない、と渋谷教授は主張する。



報告後、実務家および学者から次の質問が寄せられ、理論的かつ実務的な質疑応答が行われた。こ

R
CLIP

ここでは、主なものについて紹介する。相当の対価の算定のために考慮すべき事情において、経済的実質を伴わない名目的な従業員への処遇を考慮すべきでないという教授の見解に対して、終身雇用の会社において、むしろ「名誉」という名目的な処遇を望む従業員もいる。これについて、ここでの「名目的な処遇」とは「擬似名目」ではなく、「純然名目」であることを指摘したうえ、昇進に伴う責任の増大を考慮すると、昇進を考慮すべき事情とすることのできない事例がありうる、と教授は例をあげつつ見解を明らかにした。現行法のもとでは、相当の対価の均一金額化がますます許されなくなり、考慮すべき要素が多様化されたという認識に対して、教授は、金額のみならず、従業員の処遇、名誉、地位、発明実施状況の報告など、さまざまなケアが必要であると指摘した。相当の対価と信託受益権のかかわりに関する質問について、教授は、信託受益権を合理的な算定の方式、または選択しうる算定の方式として考えることの可能性を示唆した。相当額が不足する場合の請求権の時効に関する質問について、教授は、民法上の10年ではなく、商法上の5年を当該請求権の時効とすべき旨の見解を示した。

(文責 RCLIP RA 袁藝)

✂RCLIP 第4回研究会(2004/10/25 開催)

「国際知的財産紛争の国際裁判管轄権と準拠法
最近の判例における属地主義の原則との
関連における展開を中心に」

早稲田大学法学学術院教授
木棚照一



属地主義の原則と保護国法主義: 従来、国際知的

財産訴訟は属地主義の原則によって解決が図られてきた。属地主義の原則には多義性があり属地主義の内容を十分に吟味せずに感覚的にもちだして解決しようとしても、市場のグローバル化や通信交通手段が飛躍的に発展した現代のWTO/TRIPsの新しい市場形成を前提に考えると、知的財産権の過少保護や過大保護を引起すことがある。属地主義の問題では、国際裁判管轄権の考え方の変化が準拠法の考え方も大きく変えてきたことに注意しなければならない。かつては、知的財産の訴訟は属地主義により登録国や権利付与国の専属的管轄と考えられた。近年、日本企業が外国特許権侵害を日本の裁判所で争うことも多く、日本企業が日本に住んでいない外国人に対して日本で訴訟を起こすこともある。公法上の属地主義とは法廷地の裁判所が自国法を適用するだけでなく外国法の適用を排除する意味をもっている。国際私法上は渉外的な物権をめぐる問題に物の所在地法を適用する等、準拠法を決める際の連結点が属地的な要素をもつ場合に属地主義といわれる。知的財産法上、属地主義は二つの側面をもつと考えられている。抵触法的な意義は属地法としての保護国法の適用を指す。保護国法の原則はウルマーにより知的財産権全体の抵触法上の基本原則としてパリ条約2条やベルヌ条約5条2項に根拠を求め、双方向的抵触規定として広められた。保護国法とはその保護が要求される国の法である。実質法上の意味は、権利を与えた国の領域内に権利の効力が制限され、権利の効力の及ぶ場所的な範囲が属地的であるという意味である。二つ側面は絡み合っただけで知的財産の涉外事件の解決に登場する。そうした問題を最近の判例を素材にして考えてみようとするのが本日のテーマである。

日本における国際裁判管轄権の考え方: わが国は、ドイツと同じように国際裁判管轄権に関する制定法上の規定をもたず、学説は条理に基づくべきとする管轄配分説と土地管轄規定から逆推知すべきとする逆推知説に分かれていた。しかし、マ

レーシア航空事件最高裁判決、ドイツ車買付預託金返還請求事件最高裁判決により、民訴法上の土地管轄規定により裁判籍が国内の裁判所に認められれば、当事者間の公平、裁判の適正・迅速の観点から国際裁判管轄を否定すべき特段の事情がない限り、国際裁判管轄が肯定されるとされている。しかし、特段の事情論による判決の予測の困難さを回避するには、土地管轄規定の細分化、特段の事情に関する具体的な判断基準の提示等が必要となる。

工業所有権に関する訴訟の国際裁判管轄権：特許、商標登録を要する知的財産権の有効、無効、登録に関する事件を登録国の専属管轄とすることは国際的に前提とされている。わが国でも東京地裁平成15年8月26日判決は特許権の移転登録が登録国の専属管轄に服することを当然の前提としてわが国の国際裁判管轄権を否定した。他方、珊瑚化石粉体事件東京地裁判決は、差止請求訴訟において特許無効の抗弁を主張して争うことを許容しているとしても、この場合における特許無効の判断は訴訟当事者間で効力を有するに過ぎず、対世的効力を有するものではないから、このような抗弁を許容していることが登録国以外の国に国際裁判管轄を否定する根拠とならないとした。また、キルビー事件最高裁判決は、無効原因が存在することが明らかな特許権による損害賠償の請求は権利の濫用にあたるとの原審判断を支持した。したがって、工業所有権侵害訴訟に国際裁判管轄権が認められる以上、当該工業所有権を無効と主張する抗弁が出されたとしても、侵害訴訟が係属する日本の裁判所が無効の抗弁の適否を判断することになると思われる。外国特許侵害事件において登録国に専属管轄があることを否定したものと満州特許事件東京地裁判決およびFM信号復調装置事件最高裁判決がある。外国特許権侵害訴訟で被告の住所を基準としてわが国の管轄を認めており先例として引用できる。

著作権に関する訴訟の国際裁判管轄権：ウルトラ

マン事件最高裁判決は、被告がわが国に住所や営業所を有しない場合に、タイの著作権の帰属を含めて理論的には客観的併合という形で日本の国際裁判管轄を肯定した。一方、ドイツのマックス・プランク研究所の管轄規則提案では、登録を要しない著作権についても判決が対世的効力を有すべき締約国の裁判所に専属管轄権を認めている。ヨーロッパ共同体裁判所のシェビル事件判決は、被告の住所がない法廷地で訴えを起こす場合に管轄を認めるが、損害請求は法廷地における損害の範囲内に限られ、被告の住所を有する法廷地が損害全部について判断できるとしているが、ウルトラマン事件はこの判決を支持しないということになる。

並行輸入と属地主義の原則：わが国ではパーカー事件大阪地裁判決までは、商標の属地主義、商標権独立の原則から真正商品の並行輸入差止めは認められた。パーカー事件では商標機能論により真正商品の並行輸入は実質的違法性を欠き権利侵害を構成しないとされた。フレッド・ペリー事件最高裁判決も同様で、これらの判決は日本の商標権の効力が及ぶ物的範囲を合理的に制限するために外国で生じた事実を考慮することは属地主義に反しないことを前提としている。特許製品の並行輸入差止めについては、BBS特許製品並行輸入事件東京高裁判決で国際消尽論により否定され、この結論は最高裁判決で黙示的許諾論により維持された。



外国特許侵害についての日本からの積極的誘導行為：FM信号復調装置事件最高裁判決は、差止請求を特許権の効力の問題として準拠法を条理に基づき登録国の米国法とし、積極的誘導行為は米

特許法の域外適用により差止められるが、属地主義の原則に反するのでわが国の公序に反するとした。損害賠償請求は不法行為として準拠法を不法行為地の米国法とし、法例11条2項により外国で発生した事実が日本の不法行為にあたらぬとして損害賠償を認めなかった。藤井裁判官の反対意見は共同不法行為とみて損害賠償責任を負うというもので、学説上は賛成者が多い。しかし、差止めと損害賠償とに法性決定を分けることには賛成しない。また、米国特許権は競争法上の権利であり域外適用を抵触規定とみれば考慮する必要はない。

職務発明の正当な対価の決定：日立製作所職務発明事件東京地裁判決は、特許法35条は、外国における特許を受ける権利に基づく対価の請求には適用されないとして原告の請求は棄却された。しかし、控訴審の東京高裁判決は、この問題を一元的に処理すべきものとみて、特許法35条3項の「相当な対価」には外国の特許を受ける権利等の譲渡の対価を含むとした。特許を受ける権利は属地主義になじまず、保護国という概念が問題となる以前の段階におけるものであるので、特許法35条3項の特許を受ける権利が日本の特許を受ける権利に限られるとみるのは妥当ではない。同様の判例に、中村青色ダイオード職務発明事件東京地裁判決、味の素職務発明事件東京地裁判決がある。職務発明の問題は、権利の帰属、譲渡の要件、対価を含め一つの単位法律関係とみて、従業者の常時労務供給地法によるのが妥当である。むすび：WTO・TRIPsの下での執行の確保・強化の観点からすれば抵触法の統一が重要な課題となる。特許権の属地主義の根拠を特許権自体の内容や性質に求める公法説が主張され、これは実務家の感覚や産業界の姿勢と適合性をもつ。しかし、実質規定の趣旨を考慮して適用範囲を決めるという手法は法規分類学説への回帰であり、こういうやり方では抵触法の統一は難しい。伝統的な知的財産権の属地性の捉え方は、権利の属地的効力のおよぶ領域内で不法行為要件すべてを満たす行

為の存在を要求する。FM信号復調装置事件や上野製薬事件東京地裁判決はそれを前提としているようだが知的財産の適正保護の観点からは問題が残る。国際知的財産紛争を解決するには国際私法原則を明確にして、従来アプリアリに前提とされてきた属地主義を各場面ごとに内容や根拠を検討して合理性のある範囲に属地主義の伝統的な意味を制限していくことが重要である。質疑：間接侵害にあたるかもしれないものを日本から外国に輸出して、外国で直接侵害にあたる行為がされる場合、特許法101条の1号/3号と2号/4号を適用して間接侵害にあたるか？譲渡があるのであたるかと考える。しかし、FM信号復調装置事件は、米国特許権者と日本特許権者が異なるので、日本における譲渡が米国特許権侵害にあたるかが問題となったものである。積極的誘導行為、教唆、幫助や米国子会社の行為を一体的に捉えると侵害となりうると考える。両方の国で国際裁判管轄が認められ二重に訴訟が起こる場合、日本の裁判所はどういう立場をとっているのか？判決が矛盾する場合外国判決の承認執行はどうなるのか？管轄条約等がなければ国際訴訟競合が生じ、外国判決は民法118条3号の公序違反により承認されない。管轄条約等ができると、後の訴訟は制限される。ウルトラマン事件は日本に住所を有さない被告の事件について日本の国際裁判管轄が認められた。執行が難しいのに判決を得るメリットは何であったのか？勝訴したことにより、原告の合併条件を有利なものにすることができる可能性があり、また、中国の市場を考えると日本における判決を得ておくメリットはあったのではないか。ライセンス契約で国際裁判管轄および準拠法を指定した場合、日本の裁判所はどう扱うか？債権契約は法例7条により当事者間で合意した法による。対第三者との関係、すなわち準物権的な対世的効力の問題は保護国法による。両方とも保護国法によるという見方もありうるが有力ではない。専属的な合意管轄は最判昭和50年11月28日の示す要件を

R CLIP

満たせば有効であると考えられる。しかし、登録国で判決が承認・執行されない場合もあるので仲裁条項の併用も考えられる。

(文責 RCLIP RA 佐々木雄一)

❖世界初、アジア知的財産判例検索システム 始動開始

2003年にスタートした21世紀を担う国際的なプロジェクト「アジア知的財産判例検索システム」がいよいよ本格始動しました。Web上にデータベースを公開し、世界中から無料でアクセスすることが可能です。

http://www.21coe-win-cls.org/rclip/db/search_form.php

本プロジェクトは長期的視野にたつて、さらに判例を充実させていく予定であり、特にタイ国からは、国家を挙げてのプロジェクトとして全面的な協力を得ています。アジアを代表する知財判例データベースとして、世界的規模での研究に寄与していくことを目指しています。

11月10日には日経BP知財Awarenessのトップページに紹介され、



http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/biz_univ_tlo/20041110.html

11月15日に早稲田大学で開催されたアジア研究フォーラムでは、高林龍教授による検索システムのデモンストレーションが行われ、当センターが出版した展示ブースにも多くの来場者が訪れまし

た。今後も大きな期待が寄せられます。



(アジア研究フォーラム、RCLIPブースにて)

❖国際私法研究部門

企業法制と法創造総合研究所では、「第2回日韓知的財産法・国際私法共同セミナー」を開催した。この研究会は、2004年2月24日から25日まで早稲田大学国際会議場で開催されたシンポジウムに引続き開催されたものである。これらの研究会は、東北アジアの視点から、日韓の知的財産法の現状認識を共有し、知的財産法の調整と調和の可能性を探るとともに、知的財産紛争に関する国際裁判管轄権、準拠法、判決の承認執行、ADRについての規則の統一を研究し、その成果を世界に向けて発信しようとするものである。知的財産権は、各国の産業政策や文化政策等と深いかかわりを有しているため、実質法の統一が困難である部分が少なからず存在する。また、知的財産権のエンフォースメントの強化のためには、実質法の統一のみでは限界がある。そのため、各国の実質法的相違を残しながらも、知的財産権のエンフォースメントを高めるために、そうした国際私法的、国際民事訴訟法的研究が不可欠となる。世界的なレベルにおいて国際裁判管轄権や判決の承認執行に関する規則の提言としては、1999年10月のハーグ国際私法会議特別委員会の草案があり、その後、アメリカ法律協会(The American Law Institute, ALI)やマックス・プランク知的財産法研究所(The Max-Planck Institute for Foreign and International Patent, Copyright and Competition Law, MPI)がそれぞれ準拠法を含めた原則ないし規則の提案を行っている。本研究では、これらを素材として、東北アジアの視点か

ら、望ましい統一規則のあり方を検討するために、既に学術的交流のある日本と韓国の国際私法学者を中心に知的財産法の実務家や研究者を加えて開始したものであり、同時に、現在交渉が行われている日韓自由貿易協定における知的財産条項のあり方なども対象とする総合的なものである。

日韓知的財産権法・国際私法共同セミナー

日時：2004年9月4日(土)～9月5日(日)

場所：漢陽大学法科大学2階会議室

主催：早稲田大学21世紀COE「企業法制と法創造」研究所

韓国国際私法学会・(社)技術と法研究所

後援：漢陽大学法学研究所・国民大学

プログラム

第1日午前 2004年9月4日 09:00 - 12:00

開会辞：崔公雄韓国国際私法学会会長・木柵照一
早稲田大学教授

祝辞：趙誠民漢陽大学法学研究所所長

司会：崔公雄会長

「知的財産紛争の国際私法的問題に関する国際条約の動向」

1. ハーグ外国判決協約上の論議：盧泰嶽教授(司法研修院)

2. 知的財産紛争の国際私法的問題に関するALIの論議動向：李聖昊部長判事(ソウル中央地方法院)

3. ハーグ外国判決条約に関するマックス・プランク研究所条約草案：石光現教授(漢陽大学)

第1日午後 2004年9月4日 13:30 - 18:00

司会：孫京漢韓国国際私法学会副会長

「国際知的財産紛争の論点」

1. 知的財産紛争の国際裁判管轄

日本：木柵照一教授(早稲田大学比較法研究所長)

韓国：李大熙教授(仁荷大学)

2. 知的財産関連外国判決の承認・執行

日本：渡辺惺之教授(立命館大学)

韓国：李奎鎬教授(光云大学)

3. 国際知的財産紛争の裁判外解決

日本：中野俊一郎教授(神戸大学)

韓国：鄭燦模博士(情報通信政策研究院)

第2日 2004年9月5日 9:00 - 12:00

司会：丁相朝教授(ソウル大学)

「韓日自由貿易協定と知的財産」

1. 韓日知的財産法制の調和方案

尹宣熙教授(漢陽大学)

2. 日韓自由貿易協定と知的財産法

今村哲也助手(早稲田大学)

3. 韓日自由貿易協定に含まれるべき知的財産関連規定

鄭成春博士(対外経済政策研究院)

総合討論

日本：木柵照一教授(早稲田大学比較法研究所長)

知的財産権の信託研究会

早稲田大学《企業法制と法創造》総合研究所では、資本市場法制部門の企画の一環として、本年8月より「知的財産権の信託に関する研究会」(企画代表者：渡辺宏之)を開催しており、グループ企業やTLOにおける特許権等の知的財産の一元的管理のツール、および、知的財産権を対象としたファイナンスのツールとしての「信託」の利用に伴う法的問題の詳細な検討を企図しております。

本研究テーマは、特許権を中心とする知的財産権にアセットとしての観点から新たな光を当てようとするものであって、十分な検討を行うために諸論点につき知的財産法・信託法の両専門家(研究者および実務家)の協働による徹底した研究をぜひとも必要とするものと考えており、RCLIPセンター長の高林龍教授をはじめ、数人のRCLIPの客員の先生方にも、コアメンバーとしてご参加頂いております。

知財と信託の専門家が一堂に会し、双方に跨る企業(一括管理)と市場(資金調達)に関する問題について徹底して討議することは、まさに本研



究拠点の意義を体現するものと考えております。さらに、本テーマを考察することは、知財法学・信託法学双方に新たな観点からの研究をもたらすことになり、政策提言の対象としても見逃せないテーマであります。

本研究会による成果については、渡辺宏之「知財ファイナンスと信託」季刊企業と法創造第3号所収(早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所、2004年11月刊行)、同「知的財産権の一括管理と信託」知財管理2005年2月号所収予定、等をご参照ください。今後、学外の参加者にもオープンにする研究会やシンポジウム等も企画しておりますので、その場合には、ご関心のある方はぜひご参加頂ければと思います。(文責 助教授 渡辺宏之)

「知的財産権の信託研究会」

【時間】2004/12/6 18:00~20:00

【報告者】井上聡弁護士

(長島・大野・常松法律事務所)

【報告テーマ】

「信託業法の改正と知的財産権の信託」

【会場】

早稲田大学西早稲田キャンパス7号館204教室

【お申込】

<https://www.21coe-win-cls.org/info/form20.html>

※RCLIP = COE 研究員の書籍紹介

『アメリカ著作権法とその実務(英和対訳)』(雄松堂出版)2004年12月18日発行予定(18900円)メルビル・ニマー=ポール・ゲラー編、エリック・J・シュワルツ著 高林龍日本語訳監修、安藤和宏・今村哲也訳

このたび、RCLIPの高林教授、安藤・今村両氏が翻訳書を出版することになりました。原書は、LexisNexis社刊行のInternational Copyright Law & Practice シリーズ(Melville B. Nimmer = Paul E. Geller 編)のアメリカ編であり、アメリカ著作権法のバイブルである故メルビル・ニ

マー教授の名著『Nimmer on Copyright』の簡約版というべき書物です。アメリカ著作権法の概況を伝えるものとして国内外の研究者、実務家に親しまれております。本書はその翻訳書となります。

※次回 RCLIP 研究会のお知らせ

「第5回 RCLIP 研究会」

【日時】2004/12/15(水) 18:00~20:00

【報告者】

福井健策氏(弁護士、ニューヨーク州弁護士)

【報告テーマ】「著作権制度における法改正の方向を探る~パロディ作品への対応」

【会場】早稲田大学7号館209教室

【対象】当研究所企画参加者、学外、実務者

【報告要旨】既存の作品を題材にしながら、それを設定の転換、立場の逆転、「ずれ」といった異なる視点から描き直すパロディ作品や、これとはやや性格が異なりますがやはり先人の作品の紹介やそれとの「対話」をはかるオマージュ作品は、文学、美術、舞台作品、音楽、映画、マンガなどあらゆる表現のジャンルで、極めて広く、かつ古くから行われています。それは新たな作品が創作される上で主要なエネルギーの一つと言っても過言ではないものですが、著作権法上ほぼ一律に、「無断での複製」や「翻案」という評価を受けざるを得ない行為です。しかし、パロディやオマージュ作品の中には、典型的な海賊版や剽窃作品とは異なり、クリエイターに大きな損害を与えない、むしろ先行作品の正当な批評・再構築として尊重されるべき行為も含まれています。残念ながら、現行法の「引用」など、第30条以下のいわゆる制限規定は、こうしたパロディ・オマージュ行為への対応を必ずしも念頭に置いていません。そこで、オリジナル作品を守りつつ、正当なパロディ・オマージュ作品を許容する仕組みを現行法に導入できないか、その是非と道筋を探ってみたいと思います。

[お申込はこちら>>>](#)

<https://www.21coe-win-cls.org/info/form22.html>



❖ イベントのご案内

11/30 開催「第7回タイ王国シンポジウム」

当センター長高林龍教授が、「第7回タイ王国シンポジウム」において基調講演、さらにタイ王国模擬裁判に名誉裁判官として参加します。

【日時】2004年11月30日、12月1日

【場所】タイ王国の中央知的財産国際貿易裁判所 早稲田大学企業法制と法創造総合研究所・知的財産法制研究センター(RCLIP)は、11月30日と12月1日にタイ王国の中央知的財産国際貿易裁判所において開催される、第7回シンポジウムに共催者として協力します。このシンポジウムの課題は「アジアにおける知的財産権を巡る最近の動向」です。この第7回シンポジウムでは、タイ王国の最高裁判所長官の招聘を受け、RCLIP所長の高林龍教授が基調講演を行うことになっております。この際には、中央知的財産国際貿易裁判所とRCLIPの共同企画として進められているアジア知的財産判例データベースについても、紹介することになっています。

この他、当該シンポジウムでは、「アジアにおける知的財産権を巡る最近の動向」について、欧州の立場からマックス・プランク研究所のクリストファー・ヒース博士が、タイ王国の立場からタイ王国商務省商務大臣などが講演を行うことになっております。また、遺伝子操作技術に関する法的問題を議論するセッション、タイ王国の締結する自由貿易協定(FTA)を議論するセッションが用意されています。現在、世界中で熱く議論されている課題について、有意義な討論が展開されることが期待されます。

プログラムは>>>[こちら](#)

<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/activity/20041127.pdf>

なお、高林教授は、このシンポジウムに先立って、タイ王国の中央知的財産国際貿易裁判所が、British Councilの後援により、タイ王国の大学生の教育目的で開催する模擬裁判に、名誉裁判官としての招聘を受けたため、これに参加するこ

ともなっております。

(社)日本国際知的財産保護協会(AIPPI・JAPAN)国際シンポジウム「知的財産権の国境を越えた執行 - 模倣品対策の国際協力における新たな枠組み - 」

【日時】12

東京会場：平成16年12月14日(火)10:00~16:00(9:30受付開始)

福岡会場：平成16年12月16日(木)10:00~16:00(9:30受付開始)

【場所】

東京会場：発明会館ホール(東京都港区虎ノ門2-9-14 電話 03-3502-5221)

福岡会場：天神ビル(福岡市中央区天神 2-12-1 天神ビル11階 電話 092-721-3111)

【使用言語】

日本語/英語(英語-日本語の同時通訳付)

【参加費】: 無 料

お申し込みはAIPPI・JAPANのウェブサイトへhttp://aippi.or.jp/japan/news_1400.htm

午前中のセッションにて、早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造研究所》知的財産法制研究センターの今村哲也助手((社)日本国際知的財産保護協会国際法制研究室客員研究員)も「TRIPSのエンフォースメント規定とFTA/EPA」について報告をいたします。

世界最大級のデータベースLexisNexis ([Portal for LawSchool](#)・[Portal for Universities](#))からアジア知的財産判例データベース検索サイトへリ

ンクを貼って頂きました。

編集・発行

早稲田大学21世紀COE

<企業法制と法創造>>総合研究所内

知的財産法制研究センター長 高林 龍

Web-RCLIP@list.waseda.jp

<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/>